

江府町条例第7号

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和8月3月23日

江府町長 白石祐治

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

(江府町督促手数料及び延滞金徴収条例)

第1条 江府町督促手数料及び延滞金徴収条例（(昭和45年江府町条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合は、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
江府町 <u>督促状発付</u> 及び延滞金徴収条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第231条の3第2項の規定に基づき、分担金、使用料、加入金及び過料その他の町税外収入金(以下「税外収入金」という。)の督促にかかる手数料及び延滞金の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。 (督促状の発付) 第2条 略 第3条 <u>削除</u>	江府町 <u>督促手数料</u> 及び延滞金徴収条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第231条の3第2項の規定に基づき、分担金、使用料、加入金、 <u>手数料</u> 及び過料その他の町税外収入金(以下「税外収入金」という。)の督促にかかる手数料及び延滞金の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。 (督促手数料の徴収等) 第2条 略 第3条 <u>前条の規定により督促状を発したときは、督促手数料として1通につき100円を徴収する。</u>

(江府町税条例の一部改正)

第2条 江府町税条例（昭和45年江府町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）が存在する場合は、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 徴収金 町税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう</p> <p>(3) 及び(4) (略)</p> <p><u>第21条 削除</u></p>	<p>(用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 徴収金 町税並びにその<u>督促手数料</u>、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう</p> <p>(3) 及び(4) (略)</p> <p><u>(督促手数料)</u> <u>第21条 町税吏員は、督促状を発した場合には、督促状1通について100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合には、これを徴収しない。</u></p>

(江府町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 江府町後期高齢者医療に関する条例（平成20年江府町条例3第号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）同表改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）に改める。

改正後	改正前
	(保険料の督促手数料)

第5条 削除	第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通について、100円とする。
--------	-----------------------------------

(江府町介護保険条例の一部改正)

第4条 江府町介護保険条例(平成12年江府町条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。)に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。)が存在する場合は、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
第6条 削除	(保険料の督促手数料) 第6条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。

(県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正)

第5条 県営土地改良事業分担金徴収条例(昭和44年江府町条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。)に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。)が存在する場合は、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(延滞金の徴収) 第5条 町長は、分担金について地方自治法第231条の3第1項の規定により督促をしたときは、延滞金を徴収するものとする。	(督促手数料及び延滞金の徴収) 第5条 町長は、分担金について地方自治法第231条の3第1項の規定により督促をしたときは、 <u>督促手数料及び延滞金を徴収するものとする。</u>
(延滞金の徴収方法) 第6条 削除 延滞金の額は、納期の翌日から納	(督促手数料及び延滞金の徴収方法) 第6条 <u>督促手数料の額は、督促状1通につき80円とする。</u> 2 延滞金の額は、納期の翌日から納

<p>付の日までの日数に応じて日歩 4 銭。ただし、納期限の翌日から起算して 1 ヶ月を経過する以前の期間については、日歩 2 銭(尚その計算の基礎となる額に 1,000 円未満の端数があるとき、又その金額が 2,000 円未満のときは、それぞれ切捨てる。)の割合で計算した金額とする。ただし、その確定金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 500 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 延滞金の徴収方法については、町税の延滞金徴収方法の例による。</p>	<p>付の日までの日数に応じて日歩 4 銭。ただし、納期限の翌日から起算して 1 ヶ月を経過する以前の期間については、日歩 2 銭(尚その計算の基礎となる額に 1,000 円未満の端数があるとき、又その金額が 2,000 円未満のときは、それぞれ切捨てる。)の割合で計算した金額とする。ただし、その確定金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 500 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>3 <u>督促手数料及び延滞金の徴収方法</u>については、<u>町税の督促手数料及び延滞金徴収方法</u>の例による。</p>
--	--

(江府町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 6 条 江府町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 6 年江府町条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）が存在する場合は、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(延滞金の徴収)</p> <p>第 24 条 使用料及び前条に規定する過料を納期限までに納付しないとき、又は納期限後に納付する場合においては、江府町税条例(昭和 45 年江府町条例第 19 号)の規定を適用し、延滞金を徴収することができる。</p>	<p>(延滞金等の徴収)</p> <p>第 24 条 使用料及び前条に規定する過料を納期限までに納付しないとき、又は納期限後に納付する場合においては、江府町税条例(昭和 45 年江府町条例第 19 号)の規定を適用し、<u>延滞金及び督促手数料</u>を徴収することができる。</p>

(江府町林業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 江府町林業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成11年江府町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）が存在する場合は、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(延滞金の徴収)</p> <p>第24条 使用料及び前条に規定する過料を納期限までに納付しないとき、又は納期限後に納付する場合には、江府町税条例(昭和45年江府町条例第19号)の規定を適用し、延滞金を徴収することができる。</p>	<p>(延滞金等の徴収)</p> <p>第24条 使用料及び前条に規定する過料を納期限までに納付しないとき、又は納期限後に納付する場合には、江府町税条例(昭和45年江府町条例第19号)の規定を適用し、<u>延滞金及び督促手数料</u>を徴収することができる。</p>

(江府町道路占用料徴収条例の一部改正)

第8条 江府町道路占用料徴収条例（平成元年江府町条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）が存在する場合は、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(延滞金の徴収)</p> <p>第6条 法第73条第1項の規定による督促をしたときは、延滞金を徴収する。</p> <p>2 前項の延滞金の額及び徴収方法については、江府町督促状送付及び延滞金徴収条例(昭和45年江府町条例第23号)の規定を準用する。ただし、延滞金の額については、年14.5</p>	<p>(督促手数料及び延滞金の徴収)</p> <p>第6条 法第73条第1項の規定による督促をしたときは、<u>督促手数料及び延滞金</u>を徴収する。</p> <p>2 前項の<u>督促手数料及び延滞金</u>の額及びこれらの徴収方法については、江府町<u>督促手数料及び延滞金徴収</u>条例(昭和45年江府町条例第23号)の規定を準用する。ただし、延滞金の</p>

パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの間については、年7.5パーセント)の割合を乗じて得た額とする。	額については、年14.5パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの間については、年7.5パーセント)の割合を乗じて得た額とする。
--	--

(江府町特定環境保全公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 江府町特定環境保全公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例(平成12年江府町条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。)に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。)が存在する場合は、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(延滞金の徴収) 第36条 使用料及び過料を納付期限までに納付しないとき、又は納付期限後に納付する場合においては、江府町税条例(昭和45年江府町条例第19号)の規定を適用し、延滞金を徴収することができる。	(延滞金等の徴収) 第36条 使用料及び過料を納付期限までに納付しないとき、又は納付期限後に納付する場合においては、江府町税条例(昭和45年江府町条例第19号)の規定を適用し、延滞金及び督促手数料を徴収することができる。

(江府町特定環境保全公共下水道事業負担金徴収に関する条例の一部改正)

第10条 江府町特定環境保全公共下水道事業負担金徴収に関する条例(平成12年江府町条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。)に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。)が存在する場合は、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(延滞金) 第11条 町長は、第6条第2項の納	(延滞金) 第11条 町長は、第6条第2項の

付期限までに負担金を納付しない者があるときは、江府町督促状発付及び延滞金徴収条例(昭和45年江府町条例第23号)を準用する。ただし、納付期限までに負担金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認めた場合において、これを減免することができる。	納付期限までに負担金を納付しない者があるときは、江府町督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和45年江府町条例第23号)を準用する。ただし、納付期限までに負担金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認めた場合において、これを減免することができる。
--	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行日前に納期限の到来した歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日に関わらず、なお従前の例による。